

10 営業所等の名称及び所在地

名 称 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名 (登録番号)
(主たる営業所又は事務所) (年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
(従たる営業所又は事務所) (年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
(年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
(年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
(年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
(年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
(年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
(年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
(年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
(年 月 日)	郵便番号 (〒 -) 電話番号	
計 店		

(記載上の注意)

- 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称（委託先が貸金業者の場合は登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。）を記載すること。
また、営業所等は、施行規則第1条の5第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 「所在地」には電話番号（場所を特定する電話番号に限る。）を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名（業務委託先設置分は委託先ごと）を記載すること。
- 「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の8に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。氏を改めた者においては、旧氏及び名を「貸金業務取扱主任者の氏名」に括弧書で併記することができる。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。
- 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を設置する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。